

# 中国契約法における事情変更の原則

胡 光 輝

## 概 要

事情変更の原則は、中国では、1980年代から注目され始め、1999年の契約法を制定する過程において、規定するか否かが、争点の1つであった。しかし、学者の間でも立法者の間でも見解の統一が見られず、結局法案が採択される直前に事情変更の原則を規定する条文が削除された。最近、契約法の問題として再び注目されるようになり、司法解釈の形で「事情変更の原則」を認めるようになった。そこで、本稿では、事情変更の原則が「規範」として創設されるまでの立法・学説・裁判例を確認し、現在の理論・実務の状況について検討を加えることにする。

### キーワード

事情変更の原則、不可抗力、再交渉義務、政策調整、司法解釈

## I. はじめに

「事情変更の原則」([情勢変更原則])<sup>1)</sup>は、中国では、1980年代から注目され始め、現在では、学説・裁判例・立法によって広く認められている。理論研究において、いち早くこの問題を取り上げたのは中国社会科学院の梁慧星教授<sup>2)</sup>である。立法に関して、最も注目されたのは、1999年の契約法を制定する過程における議論である。しかし、学者の間でも立法者の間でも見解の統一が見られず、結局法案が採択される直前に事情変更の原則を規定する条文が削除された。その後、「SARS」の流行、労働紛争や世界金融危機などの問題が次々と発生し、社会的経済的変動が大きく、それに対応するため、事情変更の原則が一定の役割を果してきた。

1) この法理に関する比較法的研究について、五十嵐清『契約と事情変更』(有斐閣 1969年) 7頁以下を参照されたい。

2) 梁慧星「合同法上の事情変更問題」法学研究 1988年第6期、35頁以下。

「事情変更の原則」論は、最近、契約法の問題として再び注目されるようになった。2009年4月に公布された、最高人民法院の「中華人民共和国契約法の適用に関する若干問題の解釈（2）」（以下「契約解釈（2）」という。）26条において、「司法解釈」の形で、新たな「規範」として、「事情変更の原則」が認められるようになった。しかし、なぜ今になって司法解釈の形で「事情変更の原則」を認めるようになったのか。また、中国の社会主義市場経済に対する政府の統制が、依然として色濃く残っており、裁判実務において、事情変更の原則がいかに適用されるか、注目に値する問題であろう。

そこで、本稿では、事情変更の原則が「規範」として創設されるまでの立法・学説・裁判例を確認し、現在の理論・実務の状況について検討を加えることとする。

## II. 「事情変更の原則」と立法<sup>3)</sup>

### 1. 1981年の経済契約法27条1項4号

1978年末の中国共产党第11期中央委員会第3回全体会議においては、文化大革命を清算し、改革開放の政策が打ち出され、社会主义国家としての制度再建が始まった。経済政策と法を通じて経済に対するコントロール・調整が再び認識されるようになり、民主と法制の強化は、大きな課題として取り組まれるようになった。契約法に関して言えば、1981年の経済契約法、1985年の涉外経済契約法、1987年の技術経済契約法などが制定され、契約の自由や、公平及び誠実信用などの原則が定められた。

1981年の経済契約法27条1項4号は、「不可抗力または当事者一方の過失でないが、防止できない外部原因によって、経済契約の履行不能をもたらした」場合、契約の変更または解除することができるとして定める。

当該条文の内容は、事情変更の原則に関する規定である、と学説・裁判例（後述する）によって認められている<sup>4)</sup>。しかし、この条項は、事情変更の原則に関する規定として明

3) 1949年から1978年までの間における事情変更の問題について、1949年建国直後の処理方法として、1つは、政策や法を通じて一部の契約の効力そのものが否定され、いま1つは、裁判所の職権で契約内容の変更や解除を行っていたのである。1956年頃から、契約そのものは、「計画契約」であり、事情により契約を変更する必要がある場合、行政部門の審査を経る必要があった。つまり、事情変更問題は、「すべて行政方法によって解決され、行政機関が契約内容の変更または解除を決定していた」という（梁慧星・前掲注（2）、36~37頁）。

4) 梁慧星・前掲注（2）46頁、耀振華「情事変更原則の適用」法学研究 1992年第4期、95頁、王江雨「論情事変更原則」現代法学 1997年第1期、49頁、王利明『民商法研究』（法律出版社 1999年）485頁など参照。

確さを欠いているため、実務上適用することができないとの指摘もある<sup>5)</sup>。

その後、1993年の改正経済契約法では、この条文が削除されてしまった<sup>6)</sup>。しかし、同年5月6日の最高人民法院の「全国経済審判工作会談紀要」(法發〔1993〕8号文、以下「会談紀要」という)は、「当事者双方の責めに帰るべきでない原因により、契約の基礎たる客観的な状況について、当事者が予見しえない根本的な変化が生じ、当初の契約に基づく履行は明らかに公平を失する場合は、当事者の申立てにより、事情変更の原則により契約を変更・解除することができる」と事情変更の原則の適用を認める立場を明確にした。

この紀要は、司法解釈ではないが、事情変更の原則に関する最高人民法院の見解として、下級人民法院にとって、一定の拘束力があったと解されている<sup>7)</sup>。

## 2. 1999年契約法の制定過程における議論<sup>8)</sup>

1999年契約法の制定過程<sup>9)</sup>において、「事情変更の原則」を契約法に規定するか否かが、争点の1つであった。1995年1月、法学者の起草グループが作成した契約法の専門家「建議稿」には、事情変更の原則を条文として規定していなかった。その後、1995年10月、全国人民代表大会常務委員会(以下「全人代」という。)の法制工作委員会の民法室が、「建議稿」を参考にして作成した最初の契約法案〔試擬稿〕においても、事情変更の原則についての規定を設けていなかった。ところが、1996年6月に法制工作委員会が作成した「第3次草案」<sup>10)</sup>55条は、突如次のような規定を盛り込んだ。

「契約成立後、当事者以外の原因による事情の変更によって、当事者一方の契約履行に著しい不公平が生じた場合、当該当事者は相手方当事者に契約内容の変更について交渉を

5) 梁慧星・前掲注(2)・46頁。

6) 契約法の規定内容ではないが、1986年4月に公布された、最高人民法院の「農村請負契約紛争事件の審理に関する若干問題の意見」(当該司法解釈は、現在すでに効力を失っている。)の4条。この司法解釈による判決は、「徐俊利訴墩台村經濟聯合社果樹承包合同糾紛案」中国高級法官培訓中心=中国人民大学法学院編『中国審判案例要覽』(1993年総合本)(中国公安大学出版社 1994年)972頁以下がある。

7) 韓世遠「情事変更原則研究—以大陸法為主的比較考察及对我国理論構成の嘗試」中外法学 2000年第4期、444頁。

8) 田中信行「中国物権法の曖昧な到達点」星野英一=梁慧星監修、田中信行=渠濤編集『中国物権法を考える』(商事法務 2008年)290-292頁参照。また、契約法草案の日本語訳も田中教授の訳を参考にした。また、梁慧星(久田真吾・金光旭訳)「中国統一契約法の起草」(上・下) 国際商事法務 1998年1号67頁、2号197頁参照されたい。

9) 第8期の全国人民代表大会常務委員会の立法計画に従い、全国人民代表大会常務委員会法制工作委員会は、1993年10月から、契約法の起草作業に着手し、1995年1月に法学者の「建議稿」が出された。

10) 第3次草案(事情変更の原則)は、1996年5月27日から翌月7日まで、法制工作委員会が北京の法学者、最高人民法院、北京市高級人民法院、中国国際貿易促進会及び国家工商行政管理総局等の部門の代表を召集し、検討した上で作成したものである(崔建遠主編『合同法』(第3版)(法律出版社 2003年)10頁参照)。

求めることができ、合意に達することができないときは、人民法院または仲裁委員会に対して契約の変更または解除を請求することができる。」(55条)

第3次草案を修正したうえ、1997年5月、契約法の「意見徵集稿」(第4次草案)が公表された。上記の55条の内容については、「『事情』の範囲が広すぎる」<sup>11)</sup>との判断により修正され、第52条として残されていた。1997年6月9日から18日まで、法制委員会は再び学者や法律家などの専門家を召集し、契約法の意見徵集稿を検討し、修正を行い、翌年の8月に全人代常務委員会第4回会議に「契約法(草案)」<sup>12)</sup>(第5次草案)を提出し、事情変更の原則に関する規定は、以下のように修正された。

「国の経済政策、社会経済などの客観的な事情に重大な変化が発生したことにより、当事者の一方にとって契約を履行する意味が失われ、または重大な損失を与え、しかもこのような変化について当事者が契約締結時に予見し得ない、かつ、克服することができない場合、当該当事者は、相手方当事者に対して契約の内容について再交渉するように求めることができる。交渉により合意に達することができないときは、人民法院または仲裁機関に対して契約の変更または解除を請求することができる。」(77条)

この条文について、「国の経済政策が変われば、それに合わせて当事者は契約を変更でき」、「……経済政策の変更すべてを、無条件に『事情』のなかへ取り込んでしまっているように解釈することができる内容」となっており、「計画経済体制のもとでの『契約』では、損害賠償リスクに直面せざるをえない。そこで必要に応じて契約の縛りを断ち切りたいという秘かな願望が、事情変更の原則を特に明示的に規定しようという発想を生み出したのであった」と、田中信行教授が指摘する<sup>13)</sup>。

その後も上記条文が修正され、最終的に次のような内容となった。

「客観的な事情に異常な変化が発生したことにより、当事者の一方にとって契約を履行する意味を失い、または重大な損害を与え、しかもこのような変化について当事者が契約締結時に予見し得ない、かつ、克服することができない場合、当該当事者は、相手方当事者に対して契約の内容について再交渉〔重新協商〕するように求めることができる。交渉により合意に達しないときは、人民法院または仲裁機関に対して契約の変更または解除を請求することができる。

商業リスクは、前項の規定を適用しない。」<sup>14)</sup>

11) 田中信行・前掲(8)・291頁。

12) なお、第5次草案は、翌月にパブリック・コメントを徵集するため、全人代常務委員会の決定により、公表された。その後、1998年12月21日の草案(第3次審議稿)においても、事情変更の規定が削除されなかった(第76条)。

13) 田中信行・前掲(8)・291-292頁。

14) 1999年1月22日の第4次審議稿76条。

事情変更の原則に関する条文の内容は、草案が審議されるたびに修正されていた。そもそも契約法に盛り込むべきかどうかについては、賛否両論<sup>15)</sup>があった。

賛成の意見は、①事情変更と不可抗力の違いを強調したうえ、事情変更を認めることによって、公平の原則を貫徹することができ、②最高人民法院は、すでに裁判実務において、事情変更の原則を適用している、と主張する。

反対の意見は、次のようなものである。

①通常の商業リスクと事情変更をいかに区別するか、難しい問題であり、経済貿易において事情変更制度を適用する状況が極めて少なく、場合によって、当事者が通常の商業リスクを回避することになりかねない。②裁判官が事情変更の原則を濫用して、地方保護主義を助長する可能性がある。③事情変更は不可抗力に含まれており、不可抗力の規定がある以上、事情変更を規定する必要がない<sup>16)</sup>。

結局、全人代法律委員会は、1999年3月13日に第9期全人代2回会議の主席団に対して行った契約法草案の審議結果報告において、次のように述べ、最終審議案から削除した。

事情変更制度は、「非常に複雑な問題であり、契約法起草過程において、すでに異なる意見が存在していた。今回の大会での審議においても、多くの代表が意見を述べ、現在の経験により、事情変更について科学的な判断を下すことが困難であり、しかも商業リスクとの区別も明確にすることはできず、適用するときにはさらに困難である。実際、事情変更制度は、非常に特別な状況下しか適用されず、現在の契約法において規定する条件がなお未成熟である。法律委員会は、検討を重ねた結果、事情変更について規定しないことを提案する。」<sup>17)</sup>

### 3. 2000年以後の状況——「契約法解釈（二）」

#### 1) 「SARS」に関する司法解釈と労働契約法における事情変更の原則

2000年に入ってから、まず特筆すべきことは、いわゆる「重症急性呼吸器症候群」（以下「SARS」という。）による影響である。最高人民法院は、SARSの影響で契約の履行をめぐる紛争が生じることに対応するため、2003年6月、「重症急性呼吸器症候群（SARS）の

15) 韓世遠・前掲注(7)・445頁。

16) この反対意見③について、梁慧星・前掲注(8)・197頁は、明らかに不可抗力と事情変更という2つの異なる概念と制度を混同している、と批判する。

17) 全人代法律委員会「關於《中華人民共和國合同法（草案）》審議結果的報告」法制日報、1999年3月15日2面。

予防治療期間中に、法律により人民法院における（SARS）関連の裁判・執行業務を適切に行うことの通知<sup>18)</sup>において、「SARS」による影響を「事情」として、契約の「変更」を認めた。また、2007年の労働契約法40条<sup>19)</sup>および2008年の労働契約法実施条例19条も事情変更の原則を採用している。

## 2) 契約法の適用に関する司法解釈（二）

(1) 2009年2月9日に採択された最高人民法院の「契約法の適用に関する若干問題についての解釈（二）」<sup>21)</sup>（以下「解釈（二）」という。）26条は、民法通則や契約法の「公平の原則」に関する規定、労働契約法の規定、および裁判実務の経験を踏まえたうえ、「事情変更の原則」の適用を認める規定を設けている<sup>22)</sup>。その内容は、以下の通りである。

「契約が成立した後、客観的な状況について、契約締結時に当事者が予見しない非不可抗力によってもたらされ、商業リスクに属さない重大な変化が生じ、継続して契約を履行することが当事者的一方にとって明らかに不公平であり、または契約の目的を実現することができず、当事者が人民法院に対し、当該契約の変更または解除を求めた場合、人民法院は、公平の原則に基づき、かつ、事件の実際の状況に基づいて変更または解除を確定しなければならない」

前述したように、1999年契約法制定時に、事情変更の原則の問題は、主な争点の1つであったが、採択直前に削除されていた。10年の歳月を経て、ようやく司法解釈の形で裁判規範・制度として創設されることになった。この条文は、主に契約締結後、明らかに公平を失する問題を解決するため<sup>23)</sup>であり、裁判実務において事情変更の原則を適用するための法的根拠を与えただけではなく、当該原則の適用における裁判官の自由裁量権限についても規範としての役割を果たすと解されている<sup>24)</sup>。

(2) 司法解釈の形で事情変更の原則を認めた背景は、およそ以下の通りであろう。

①すでに学説・裁判実務によって広く認められていること。

18) 「最高人民法院在防治伝染性非典型性肺炎期間依法做好人民法院相關審判・執行工作通知」（法〔2003〕72号、2003年6月11日公布）。

19) 労働合同法（2007年6月29日公布、2008年1月1日施行）40条。

20) 労働合同法実施条例（2008年9月18日公布・施行）19条。

21) 「最高人民法院《關於適用<中華人民共和國合同法>若干問題的解釈（二）》之情勢變更問題的理解與適用」（法釋〔2009〕5号）（最高人民法院審判委員会2009年2月9日第1462次會議採択、同年5月13日から施行）。

22) 曹守暉「最高人民法院《關於適用<中華人民共和國合同法>若干問題的解釈（二）》之情勢變更問題的理解與適用」法律適用、2009年第6期44頁以下参照。

23) 1986年民法通則59条、1999年契約法54条において、契約締結時に明らかに公平を失する場合は、当事者の一方が人民法院または仲裁期間に対して当該契約の変更・解除を請求することができると規定している。

24) 曹守暉・前掲注（22）・44-45頁、同「《關於適用<中華人民共和國合同法>若干問題的解釈（二）》的理解與適用」人民司法2009年13期、44頁参照。

②契約に関する紛争の法律関係が複雑化しており、とりわけ金融危機の影響で、紛争件数が急増したこと。たとえば、2008年全国の人民法院が一審で受理した契約の関連紛争件数は、300万件であり、前年より19.07%増え、一審の民商事事件の54.20%を占める<sup>25)</sup>。

③比較法的にも、ドイツなどの国の民法典によって認められており、ユニドロワ国際商事契約原則（PICC, 1994年・2004年版）におけるハードシップに関する6.2.2条、6.2.3条、ヨーロッパ契約法原則（PECL, 1995年・2000年版（6:111））によって認められたことについて、学者らによって紹介され、大きな影響があったといえる。

#### 4. 小結

このように、中国における事情変更の原則は、最高人民法院の司法解釈の形で、立法の空白を埋め、契約法についてこの原則を認めた。これは、中国的な「規範創設」のスタイルといえる。しばしば論争のある問題を裁判実務に委ね、「柔軟」に（場当たり的に）対応してもらいたい、必要に応じて司法解釈や法律の形で制度化する。しかし、当該司法解釈は、依然として具体性を欠いているといわなければならない。たとえば、「契約の基礎」や「客観的状況」等の範囲は、どこまでなのか。「契約法解釈（二）」は、不可抗力および商業リスクを事情変更の適用範囲から除外したが、商業リスクについても曖昧なままである。また、1999年の契約法制定当时、事情を「国の経済政策、社会経済などの客観的な事情」としていたが、事情変更の「事情」とは何か、「変更」とは何か、などの問題も明らかになっていない。そこで、次には、学説と事情変更の問題を確認することにしよう。

### III. 学説と事情変更の原則

#### 1. 事情変更の定義

事情変更の原則とは、契約締結後、当事者双方の責めに帰する原因により、事情変更が生じ、契約の基礎を揺るがしまだ喪失することになり、継続して契約の効力を維持することが明らかに公平を失するため、契約の内容の変更または契約の解除を認める法理である<sup>26)</sup>。事情変更の原則は、誠実信用の原則を具体化したものであり、目的は、事情によつ

25) 曹守暉・前掲注24)・40頁参照。

26) 梁慧星・前掲注2)・35頁。以後、王利明・前掲注4)・480頁、韓世遠・前掲注7)・435頁、崔建遠・前掲

て生じた不公平な結果を除去し、契約当事者の利益衝突を緩和し、社会公平および経済に関する法的秩序を擁護する<sup>27)</sup>。

法律効果について、不利益を受けている当事者の一方に契約の変更または消滅させることができる実体的な権利を与えており、訴訟（仲裁）の方法で行使する必要がある。したがって、解除権と異なり、民法通則に規定する取消権に類似する<sup>28)</sup>、と梁慧星教授が説く。

王利明教授の考えでは、第一次的効果は契約を変更させることであり、第一次的効果は、契約を解除させることであるが、契約の解除により、相手方当事者に損害をもたらした場合は、適当な補償を行わなければならない<sup>29)</sup>。

また、実体法上の効果として、契約の解除と変更・改訂に加えて、「再交渉の義務」を効果として認める学説がある<sup>30)</sup>。「契約法解釈（二）」における事情変更の適用効果は、①契約の変更、②契約の解除であると規定し、通説・裁判例の立場でもある。

## 2. 事情変更の原則の適用要件

(1) 事情変更の適用要件について、梁慧星説、王利明説<sup>31)</sup>、崔建遠説<sup>32)</sup>を中心とする主要な学説から最大公約数を取り出すならば、およそ以下の通りになる<sup>33)</sup>。

①事情変更を有すること。「事情」とは、契約締結時の契約の基礎および環境の客観状況である。「変更」とは、このような客観状況が異常な変動が発生することである。事情変更を構成するか否かについて具体的に判断する場合、行為の基礎の喪失をもたらしているか否か、当事者の目的が実現できないことをもたらしたか否か、等価性障害をもたらしたか否かを判断基準とすべきである<sup>34)</sup>。事情の変更は、取引および経済状況の変化だけではなく、非経済事実の変化も事情変更に属する<sup>35)</sup>。

②事情の変更は、当事者が予見しえないものであること。この点について、王利明教授

注 10)・92 頁などは、梁慧星教授の定義を引用している。

27) 梁慧星・前掲注 2)・35 頁。

28) 梁慧星・前掲注 2)・47 頁。

29) 王利明・前掲注 4)・498-500 頁。

30) 韓世遠・前掲注 7) 454 頁、崔建遠・前掲注 10)・94 頁を参照されたい。

31) 王利明・前掲注 4) 489-492 頁。また、韓世遠・前掲注 7)・450-452 頁は、王利明説とほぼ同じ要件を掲げている。

32) 崔建遠・前掲注 10)・93 頁。

33) 各説は共に台湾学者 彭鳳至『情事変更原則之研究』（台湾五南図書出版公司 1986 年）を参照にしていることを指摘しておくことにする。

34) 梁慧星・前掲注 2)・47 頁。

35) 王利明・前掲注 4)・489-492 頁。

は、以下のように説明する<sup>36)</sup>。当事者が契約締結時に予見し得る場合は、発生するであろうリスクを受け入れることを表明したのであり、事情変更の原則を適用できない。当事者が予見し得る状況にあるにもかかわらず、予見しなかった場合は、当事者に故意・過失があり、自ら責任を負わなければならない。

③当事者双方に責めに帰すことのできない事由によって生じたこと。ただし、崔建遠教授は、不可抗力および偶発事故によって生じたことであると主張する<sup>37)</sup>。

④当初の契約を維持する場合は、明らかに公平を失すること。ここでいう「明らかに公平を失する」というのは、一般人の判断に従うべきであり、債務者の履行困難、債権者が完全に給付を受けることができない状況、あるいは債務履行を受けても債権者にとって利益がないことを含む<sup>38)</sup>。

⑤契約締結後、履行完了する前に生じたこと<sup>39)</sup>。問題は、債務者の債務履行が遅延し、その間に事情変更が生じ、債務者は、事情変更の原則の適用を主張できるか。王利明教授の考えでは、債務者の履行遅延は、違約を構成し、その遅延期間において事情変更により債務者に損害をもたらした場合、債務者が自ら負担すべきであり、事情変更の原則の適用を主張してはならない。また、契約締結後、履行が完了する前に事情変更が発生し、当事者が知らなかつたか、あるいは知つたが事情変更の原則の適用を主張せず、継続して履行をする場合は、履行後、事情変更の原則の適用を主張できるかという問題もあるが、このような場合は、当事者がすでに事情変更の主張を放棄したとみなし、事情変更に基づき、契約の変更または解除を求めてはならないという。

(2) 事情変更の原則の適用要件について、学説はほぼ一致しているといえる。しかし、崔建遠説において、不可抗力によって生じた問題も事情変更の原則の適用を認めている点は、注目に値する。中国では、事情変更の原則の適用と不可抗力や、商業リスクとの関係について、広く議論されてきた。2009年の「契約法解釈(二)」では、不可抗力および商業リスクを事情変更の原則の適用範囲から除外する、と明確に規定した。この問題は、一応解決されたようにみえるが、その違いを明らかにしているわけではなく、学説による見解も統一されていない。

### 3. 事情変更の原則と不可抗力

36) 王利明・前掲注4)・491頁。

37) 彭誠信「『情事変更原則』的探討」法学1993年第3期、24頁は、事情変更の構成要件について、「(二) 事情変更は、不可抗力によって生じたこと」と述べ、崔説と同様な立場にある。

38) 梁慧星・前掲注2)・47頁。

39) 梁慧星教授は、この要件を言及していない。

(1) 中国契約法 117 条 2 項は、不可抗力とは、「予見不能、回避不能かつ回避不能の客観的状況をいう」と定め、一般に自然災害や、戦争などを指す<sup>40)</sup>。事情変更の原則を立法から見送ったため、一般に法定免責事由について、「不可抗力」しかない<sup>41)</sup>。両者の関係について、たとえば、①不可抗力の発生は、契約の履行に影響を与えない場合、事情変更の原則を適用しない。しかし、不可抗力が契約の履行に極めて困難な状況をもたらし、履行不能に至っていないが、当初の契約に従い履行すると明らかに公平を失するのであれば、事情変更の原則を適用する<sup>42)</sup>。②事情変更の原則の適用は、不可抗力に限らず、偶發の事故やその他の事由をも含む。不可抗力は、法定免責事由に属し、契約だけでなく、不法行為責任にも適用され、不可抗力が生じた場合は、当事者が法律に従い確かな証拠を提示し、関連義務を履行すれば、違約責任が問われない<sup>43)</sup>、などと説かれている。

(2) また、広義の事情変更は、不可抗力を含むとしながら、狭義の事情変更と不可抗力は異なっていると主張する学説<sup>44)</sup>もあるが、中国では、事情変更の原則について、狭義の立場から捉えており、その違いは、すでに立法・司法解釈によって明らかになっている。通説もこれを支持しているといえる。

#### 4. 事情変更の原則と商業リスク

1999 年契約法の立法過程においても、事情変更と商業リスクとの違いを明らかにすることが困難であるとの問題を示した。「契約法解釈（二）」26 条は、事情変更は、商業リスクに属さない重大な変化と規定しているが、その違いをいかに理解するかが問題である。学説は、およそ次のように解されている。商業リスクは、商業活動によって生じた固有のリスクであり、その基礎となる客観的な状況変化は、異常な状態になっておらず、一般に市場供給の変化、原材料、運賃、賃金等の通常の価格変動、およびこれらの要素による生産コストの上昇などがそれに当たる。また、商業リスクは、通常当事者が予見し得るものであり、この種のリスクが存在することを理由に、契約を解除してはならない<sup>45)</sup>。また、

40) 曹守暉・前掲注 22)・49 頁、馬俊駒「我国債権法中情勢変更原則的確立」法学評論 1994 年第 6 期、15 頁。

41) また、厳格責任原則を適用する場合、違約責任を負わなければならず、責任と免責による枠組みができる限り、厳格責任について、英米法上の厳格責任よりも厳しいと指摘されている（韓世遠・前掲注 7)・447 頁）。

42) 崔建遠・前掲注 10)・94 頁。

43) 王利明・前掲注 4)・495-496 頁。

44) 馬俊駒・前掲注 41)・15 頁を参照されたい。また、裁判実務の立場から、事情変更と不可抗力の違いを説明する説もある（曹守暉・前掲注 22)・49 頁）。

45) 王利明『民法疑難案例研究』（中国法制出版社 2010 年）116-117 頁、崔建遠・前掲注 10)・93-94 頁参照。なお、商業リスクは、法律上の概念ではなく、事情変更と比較することが困難であるとの主張もある（王德山「論情勢変更制度的適用要件」法学雑誌 2008 年第 1 期、60 頁）。

「契約法解釈（二）」の主な起草者である最高人民法院の曹守暉氏は、性質、予見可能性の程度、帰責性および効果の4つの視点から両者の違いを説明し、事情変更か商業リスクかの判断は、具体的な事件に応じて総合的に判断する必要があり、裁判実務において両者の違いを曖昧にしてしまうと、事情変更の濫用をもたらし、取引の安全等に影響を及ぼすことになる、と主張する<sup>46)</sup>。

## 5. 事情変更の原則と再交渉義務

前述したユニドロワ国際商事契約原則 6.2.3 条1項、ヨーロッパ契約法原則 6:111 条2項に規定する「再交渉義務」について、中国契約法草案（第5次草案）77条、3次・4次審議案第76条によって認められた経緯がある。【事件5】（後述）などの裁判例においても、当事者に対して再交渉をするように求めており、最高人民法院の「2009 指導意見」（後述）は、裁判審理において、再交渉を積極的に促進するよう要求している。

「再交渉義務」の導入について、中国の事情変更の原則論において、「再交渉義務」の導入を肯定すると同時に、「再交渉義務」は、権利ではなく、義務であると理解すべきであり、私法自治を制限することになるため、当事者に対して必ず新たな契約あるいは結果に達するようにもとめてはならず、誠実に再交渉に臨めば足りる<sup>47)</sup>、との主張がある。

また、事情変更の原則の適用についてよく言及されるのは、中国が加盟している「国際物品売買契約に関する国際連合条約」（CISG）である。当該条約の79条1項は、事情変更の原則に関する内容であるかどうかについて、学者の間では、依然として認識が統一されていない<sup>48)</sup>。

## 6. 小結

このように、「事情変更の原則」につき、様々な議論が展開されている。そもそも契約の関連の法規定から議論のよりどころを求めることができないという原因かもしれないが、基本概念を固めるための議論に終始しており、契約類型ごとに具体的な事例に併せて考察したもののがなく、事情変更の原則論の形成過程にあると指摘することができよう。

46) 詳細について、曹守暉・前掲注22)・48-49頁参照されたい。

47) 韓世遠・前掲注7)・453頁参照。

48) 「聯合国国際貨物銷售合同公約」の79条1項の規定内容について、事情変更の原則に関する規定であるとの主張がある（梁慧星・前掲注2)・46頁、彭誠信・前掲注33)・23頁、崔建遠・前掲注10)・92頁、曹守暉・前掲注22)・45頁）、馬俊駒・前掲注36)・16頁は、同条文は、不可抗力にも事情変更の原則にも適用であると主張する。

## IV. 裁判例と事情変更の原則の適用

### 1. 売買契約における等価性障害と経済契約法 27 条 1 項 4 号の適用

#### 【事件 1】 技術移転契約と売買契約違反事件<sup>49)</sup>

##### (1) 事実の概要

X（武漢市ガス会社）と Y（重慶の計器工場）は、1987 年 9 月に「J2.5 ガスマーテー組立ライン技術移転協力契約」および補充契約と、「J2.5 ガスマーテー部品供給・販売契約」および補充契約（以下「本件契約」という。）を締結した。事情変更の問題が生じたのは、本件契約であり、その内容は、およそ以下の通りである。

Y は、X に対し国産 J2.5 ガスマーテー部品 70,000 セットを供給し、そのうちの 30,000 セットを 1988 年 4 月 25 日から毎月均等に割って年内に供給するよう、残りの 40,000 セットは、同様な方法で 1989 年内に供給するように約定した。1 セットの単価は、包装費を含めて 57.30 元、合計 4,011,000 元である。

契約を履行する間に、物価の大幅な上昇により、ガスマーテー部品の主な原材料となるアルミニウムは、契約締結時に国が定めた価格が 1 トン当たり 4,400 ~ 4,600 元から、1 トン 16,000 に引き上げられ、アルミニウム外カバーの販売価格は、23.085 元から 41 元に引き上げられた。そのため、Y は繰り返し X と交渉し、契約中の価格条項を変更するよう求めたが、合意に至らなかったため、1988 年 9 月から X への部品供給を停止した。その後も、書簡のやり取りを通じて交渉したが、合意に達しなかったため、X は、1989 年 5 月 19 日に武漢市中級人民法院に対して Y の契約違反を理由に損害賠償を求める訴訟を提起した。

##### (2) 判決（第一審・略）

上訴審（湖北省高級人民法院）は、Y に対して当初の契約に約定された価格に基づいてガスマーテーの供給を要求する場合、明らかに公平を失すことになるとして、民法通則に規定する公平・誠実信用原則および「経済契約法」の関連規定により、事情変更の原則を適用して処理すべきである、と判示した。

また、上訴審は、この問題に対する判断について、最高人民法院に指示と意見を求めた。最高人民法院は、「本件は、2 つの独立した契約によって構成されている。……本件

49) 「武漢市煤气公司訴重慶檢測儀表廠煤气表裝配線技術轉讓合同、煤气表散件購銷合同違約糾紛案」（第一審：武漢市中級人民法院 1990 年 8 月 16 日判決、上訴審：湖北省高級人民法院 1992 年 4 月 3 日判決）（最高人民法院中国応用研究所編『人民法院案例選』（人民法院出版社 1993 年第 4 輯）110 頁以下）

契約についていえば、契約の履行過程において、当事者が予見および防止しえない事情変更が発生したため、……Yに対して依然として当初の契約に約定された価格によりガスマーテーの部品の供給を求めるのであれば、明らかに公平を失すことになる。……経済契約法第27条第1項第4号の規定に基づき、本案の実際の状況に従い、事情を斟酌して公平かつ合理的に解決することができる。」<sup>50)</sup>、と回答した。本件は、第1審に差し戻され、和解した。

## 【事件2】建設資材の価格高騰による建物売買価格の紛争事件<sup>51)</sup>

### (1) 事実の概要

X（長春对外經濟貿易公司）とY（長春市朝日房地産開発公司）は、1992年6月15日にYが建設する、建築面積2,100平方メートルの6階建ての建物をXに販売する契約（以下「本件契約」という。）を結んだ。販売価格は、1平方メートル1,900元、合計399万元である。契約締結後、約定に従い、Xは同年9月30日に120万元をYに支払い、残りの119万元は、1992年11月に当該建物を完成し、長春市の品質検査部門の検査を通過した後に支払うこととした。その後予定通り建物が竣工し、市の検査に合格した。しかし、施工期間において、建設資材の価格が大幅に上昇したことを受け、長春市城鄉建設委員会と中国建設銀行長春支店は、同年8月と11月に共同で建設資材の価格調整に関する通知を2通出し、1992年1月1日からの建築の決算は、本件契約の約定費用の50~70%を上昇価格として計上する、と規定した。通知に従い、Yは、長春市房屋開発管理弁公室の審査を経て、本件記契約の建物の価格を1平方メートル2,480元にし、残りの119万元のほか、99万元の追加調整価格をXに請求した。Xは、訴訟を提起した。

### (2) 判決

第1審（略）。上訴審は、以下のように判示した。

建設資材の価格が大幅に上昇したため、建物のコストが高くなったのは、当事者双方にとって、防止できない外部の原因である。経済契約法27条1項4号の規定によると、防止できない外部原因により、経済契約の履行不能をもたらした場合は、契約を変更・解除することができる。契約の基礎となる客観的な状況について、予見しえない変化が生じ、Yが引き続き当初の契約に従って履行することになると、明らかに公平を失することに

50) 「最高人民法院 関于武漢市煤气公司訴重慶檢測儀表廠煤气表装配線技術轉讓合同、購銷煤气表散件合同糾紛一案適用法律問題的函」（法函（1992）27号）（1992年3月6日）。

51) 「長春市对外經濟貿易公司訴長春市朝日房地産開発公司購銷房屋因情勢変更而引起的価款糾紛案」（第1審：長春中級人民法院1993年2月22日判決、上訴審：吉林省高級人民法院1994年4月9日判決）最高人民法院中国应用法学研究所編『人民法院案例選』（人民法院出版社 1993年第2輯）127頁以下。

なり、Xに対して価格の変更を請求する場合は、これを認めなければならない。

## 2. 政策調整による契約の履行不能

### 【事件3】暖房供給契約の解除をめぐる事件<sup>52)</sup>

#### (1) 事実の概要

Aは、1994年にX（山東盛隆置業集團有限公司）から、分譲集合住宅の1室を購入し、当該集合住宅に関する暖房供給契約（以下「本件契約」という。）を結んだ。当該契約によると、Xは70年間の暖房を供給し、部屋の所有者が変更してもXは継続して新たな所有者に供給しなければならない。当該住宅の面積は、68.13平方メートルで、Xが受け取った暖房供給料金は合計8,856元である。Xは、契約に基づき、2004年末まで暖房を供給したが、政府の政策変更のため、暖房供給対象住宅の暖房供給は、すべてB社が行うことになり、価格は1平方メートル17.5元、年間費用1,200元に達する。なお、暖房供給用の石炭価格は、1994年1トン当たり240元、2005年は約2倍の570元に上昇した。

Yは、2005年10月にAから当該住宅を購入した。暖房供給契約に従うと、Xは引き続きYに暖房の供給をしなければならない。この契約の履行をめぐって紛争が生じ、Xは契約の解除を求めて訴えを提起した。

#### (2) 判決

山東省萊陽市人民法院は、「Xが継続して本件契約に従い、残りの60年を履行することになると、明らかに利益のバランスを失する。したがって、本件契約締結時の客観的条件にすでに重大な変化が生じており、この種の変化は、市場経済および政府のマクロ調整によるものであり、当事者が予見しえないものである」と認定したうえ、事情変更の原則を適用して本件契約の解除を認容した。

本判決は、【事件1】【事件2】・1993年の「会談紀要」および通説を引用して事情変更の原則を適用する根拠として掲げており、先例に拘束されない中国では、1つのモデルケースとして注目に値する。

## 3. 契約の解釈に関する事情変更の原則の適用

### 【事件4】住宅の建築契約交渉に関する事件<sup>53)</sup>

52) 山東省萊陽市人民法院民事判決書（2006）萊陽民一初字第76号（2006年9月20日判決）（判決書網、2010年10月23日アクセス）。

53) 「北京商建房地產開發公司訴北京市北郊農場合作建房協議案」（第1審：北京市第一中級人民法院（2001）一

### (1) 事実の概要

1994年12月6日、Y（北京市北郊農場）の子会社は、X（北京商建不動産開発公司）と共同で住宅を建設する契約（以下「本件契約」という。）を結んだ。契約において、Xの資金でA社所有の調整〔規劃〕範囲内の土地（282畝）を利用し、2期に分けて共同で不動産開発を行い、Xは分割払いでのA社に4,500万人民元を支払うなどを約定した。1998年3月5日、双方は、契約に従い、XはA社に2,000万元を支払うことを確認し、すでに1,660万元を支払ったため、残りの340元は、分割払いをすることにした。

1998年8月25日、双方は、第2期目の開発地について、2期目開発の土地保証金2,500万元とする内容の補充契約を交わした。1998年11月、A社はYによって廃止され、Aの債権・債務はYが受け継ぐことになった。

1994年12月6日から1998年12月29日まで、XがAに支払った土地補償金は2期目開発の手付金50万元を含めて2,050万元を支払った。双方は、第1期目開発の履行を終わらせた。その後、北京市から第2期の開発が許可されたが、X・Yは開発の継続について紛争が生じた。

2001年3月18日、Xは、Yに対し「2期目の開発プロジェクト状況についての報告」を送付し、土地価格を下げるよう求めた。同年5月30日、Yは、Z（華京不動産〔房地産〕公司）に土地の使用権譲渡契約を締結し、Xとの間の2期目開発使用地の使用権を有償譲渡し、300万元の契約手付金を受け取った。同年6月20日および同年7月26日に、YはXに書簡を送付し、開発の合作と契約の履行を継続する必要がないことを伝えた。

Xは、本件契約の継続履行と違約損害750万元の賠償を求めて訴えを提起した。

### (2) 判決（第一審・略）

上訴審は、Xの2期目の土地補償金の支払いを一時停止したのは、事情変更に合致しており、違約とすることはできない。YがXとの契約を解除しないうちにZと2期目の建設使用地に関する譲渡契約を締結することは、違約行為に当たる。Zとの譲渡契約は無効であり、保護を与えない。現在、X・Y双方が約定した関連建設使用地は許可をすでに受けており、1期目と2期目の土地開発の連続性に基づき、双方は継続して本件契約の履行を行わなければならない。……国および北京市の不動産開発建設に関する規定により、再交渉を行うように命じた。

---

中民初字第4462号（2002年4月9日判決）、上訴審：北京市高級人民法院（2002）高民終字第435号（2002年8月6日判決）国家法官学院・中国人民大学法学院編『中国審判案例要覽（2003年商事審判案例編）』（人民法院出版社・中国人民大学出版社 2004年）101頁以下。

#### 4. 事情変更の「事情」は予見・予防しうるものであるため、事情変更の原則を否定した例

##### 【事件5】インターネット・サービス契約の履行に関する事件<sup>54)</sup>

###### (1) 事実の概要

X（南京久測儀器技術股份有限公司）は、2004年2月9日にY1（中企動力技術公司）Y2（北京中企網動力數碼科技有限公司）と「中国企業網」のインターネット・サービス契約（以下「本件契約」という。）を交わした。契約によると、Y1・Y2がXのために「水准儀」という登録名で、www.10ngsurvey.comというアドレスの公式ホームページを3年間登録し、毎年のサービス料金は、500元である、との内容であった。契約後、XはY1の南京支社に1500元を支払った。

2004年2月11日、Y1はA（中国インターネット情報センター）に上記の登録名とアドレスで登録を申し出たが、「水准儀」という名称は、登録制限を受けていたため、拒否された。

2004年3月22日、Aは販売政策を変更する通知を発し、3月22日から、登録費用を年5000元まで引き上げた。その後、Y1・Y2は、この状況をXに説明し、契約の継続履行および損害賠償について交渉をしたが、合意に達しなかったため、Xは本件契約の履行を求める訴えを提起した。

###### (2) 判決（北京市海淀区人民法院）

「Y1・A間のサービス認証契約内容において、価格調整の約定があり、Yらは、専門の登録サービス機関として、本件契約を締結する際、契約締結後の登録価格調整問題が生じる可能性があることを予見できたにもかかわらず、契約締結時にそのリスクに対して予防策をとらなかっただけではなく、Xの登録申請が拒否されてから登録の費用が調整されるまでの間に、何ら損失の防止措置を取らなかったため、契約が正常に履行できなかったことに故意・過失があり、本件契約により履行しなかった行為は違約行為に当たる。」

また、調整によって高くなった登録費用について、「Yが主張する契約履行の費用が高すぎることについては、実質上、登録費用が調整され高くなった後の費用と契約締結時の費用との差額の負担問題であって、その差額をいずれかの当事者が負担することになっても、その性質はあくまでも契約の履行コストによる損失への填補であるとして」、Y1・Y2

54) 「南京久測儀器技術有限公司訴中企動力科技股份有限公司等服務合同案」（北京海淀区人民法院（2006）海民初字第9493号（2005年6月20日判決））国家法官学院・中国人民法院法学院編『中国審判案例要覽（2006年商事審判案例編）』（人民法院出版社・中国人民法院出版社 2007年）184頁以下。

に対して本件契約の継続履行を命じた。

(3) 本判決の解説<sup>55)</sup>によると、本件を審理する段階において、3つの異なる見解があった。「……③Yらは、登録費用の上昇リスクを予見できなければならず、併せて契約の履行過程において（損失の）防止措置を取ることができる状況下にあるにもかかわらず、取らなかった。それは、自らリスクを負担する意思を表明したとみることができるので、事情変更の原則を適用してはならない」。本件の事情変更の状況は、当事者が予見・防止し得ない「事情」ではないため、判決は、意見③を採用したと言われている。

## 5. 予見しえない事情による契約目的不到達——最高人民法院による「解釈（二）」の適用

### 【事件 6】砂の採取権に関する紛争事件<sup>56)</sup>

#### (1) 事実の概要

Y1（江西省永修県人民政府）は、競争入札の方式で鄱陽湖の永修県水域の5, 6, 7, 8号の採取区域における砂採取権の譲渡を決定した。Y2（永修県鄱陽湖採砂管理工作領導小組弁公室）は、当該開発プロジェクトに関する資本の誘致および開発業者の公募の説明文書（以下「説明文書」）を「中国投資オンライン」のホームページに掲載した。説明文書によると、鄱陽湖の水は上昇する時期が早く、時間も長い。4月上旬から11月末まで、200日間の採取期間を確保できる。また、投資金額は、1.1億余元、販売総額は7-10億元、利潤は5,000-7,000万元に達し得るという。

2006年4月26日、Xは4,678万元で6, 7, 8号採取区の採取権を落札した。Xは県の非税収管理局に8,228万元を納め、同年5月10日、Y2とXは、「砂採取権譲渡契約」（以下「本件契約」という。）を締結し、①砂採取権の行使期間は、本契約の締結日から、2006年12月31日までとし、船は28隻とする。採取量は、1,740トンまでとする。②税金を含めて落札総額は8,228万元とする、などの内容を約定した。

しかし、2006年7月から、江西省は、高温の天気が続き、降雨量も少なく、長江の江西流域は、水が少ないため、鄱陽湖の水が大量に長江に流入し、36年振りの低水位に見舞われた。そのため、2006年8月18日にXは砂の採取作業の一時中断に追い込まれ、採取期間はちょうど100日かかった。なお、Xは、運搬した砂は、20,900隻分であったこと

55) 同前掲注54), 186~187頁。

56) 「成都鵬偉實業有限公司与江西省永修縣人民政府、永修縣鄱陽湖採砂管理工作領導小組弁公室採鉱権紛案」（第1審：江西省高級人民法院（2007）贛民二初字第12号民事判決、上訴審：最高人民法院（2008）民二終字第91号民事判決（2009年12月19日））中華人民共和国最高人民法院公報2010年第4期、36頁以下。

を認め、推定採取量は、2306.7015万トンである。

2007年8月、Xは、本件契約の解除および費用の返還などを求めて訴えを提起した。

## (2) 判決

第1審(略)。上訴審は、およそ以下の通り判示し、事情変更の原則を適用した。

公平の原則は、当事者が民事契約の締結および履行において遵守しなければならない基本原則である。「契約法解釈(二)」第26条は、「条文略」と規定する。……Xは、本件契約を履行するとき、鄱陽湖が36年振りに低水位に見舞われ、砂の採取作業ができなくなり、本件契約の目的に達することができず、巨額な損失を被った。このような客観的な状況は、本件契約締結時に予見し得ないし、Xの損失は非商業リスクによる損失ではない。このような場合、当初の契約に従い履行することになると、Y2にすべての契約利益を与え、Xがすべての損失を被ることになるので、Xにとって不公平であり、契約の基本原則に反することになる。また、Y2は、Y1の管轄下にある事業単位であり、事実上の一部門であるため、Y1とY2は、共同で本件の民事責任を負う。

## 6. 考察

(1) 中国では、裁判例における事情変更の原則の適用に関しては、下級審の裁判例を中心広く認めているといってよい。しかし、人民法院の裁判例集などに掲載されている裁判例や、最高人民法院による事情変更の原則を適用する事例は、それほど多くないと思われる。ここで取上げている事件1-6までの裁判例は、事件3を除けば、すべて最高人民法院の裁判例集などに掲載されているものであり、いわば最高人民法院が選定した「モデルケース」であるといえる。

1990年代に入ってから人民法院は、積極的に事情変更の原則を適用するようになった。その背景として、たとえば、1988年に物価の急上昇、1989年の天安門事件、東ヨーロッパの社会主義諸国の崩壊や1991年前ソ連の解体など、中国を取り巻く環境はますます厳しくなった。また、停滞する経済を立て直そうとして、1992年初頭、当時の指導者鄧小平は、改革開放の先進地域である中国の南部地方を訪問し、いわゆる「南巡講話」を発表し、同年の中国共産党第14回大会において、「社会主义商品経済」から「社会主义市場経済」への転換を明確にした。このような社会的経済的変動がもたらした影響が大きかったといえる。それに対応するために司法の役割を積極的に果たそうとしていたのではないかと思われる。

(2)【事件1】は、最高人民法院の回答にあるように、裁判実務における事情変更の原則の適用を認めただけではなく、積極的に適用してもよい、との立場を示したといえよう。

本件は、「中国の司法実務において、正式に事情変更の原則が適用された最初の『判例』<sup>57)</sup>であり、理論・立法または実務にとって重要な意義を有する」<sup>58)</sup>といわれている。前述したように、当時の経済契約法第27条1項4号は、事情変更の原則に関する規定であるが、明確さを欠いていると指摘されているが、本件に関する最高人民法院の回答によって、明確にされたといえる。また、本件は、「公平・誠実信用の原則」により、当初の契約を履行することが「公平を失する」として、事情変更の原則を適用した。判決文において、「予見しえない」事情であることと示していないが、原材料価格は、それぞれ2倍や4倍弱の高騰で事情変更の原則の適用を認める、という判断基準を明らかにした。結果として、契約の変更は、裁判所の職権によって強制的に行われたのではなく、当事者の和解によって解決した点は、評価できよう。

【事件2】【事件3】は、【事件1】と同様に原材料の価格高騰によって生じた紛争である。【事件2】は、【事件1】における最高人民法院の回答を言及していないが、吉林省高級人民法院の判断に影響を与えていると思われる。【事件2】【事件3】は、ともに政府の価格調整によって価格の高騰をもたらした。また、【事件2】は、当初の契約価格の50-70%、【事件3】は2倍に上昇した。これは、「予見しえない」事情の変更であり、公平を失するとして、事情変更の原則の適用を認め、契約の変更を命じた。

これらの事件の価格上昇率からみると、その等価性障害の程度は果たして深刻なものなのか、【事件2】【事件3】は、果たして「予見しえない」事情に該当するのか、疑問である。地域や取引の目的物は違うため、単純に【事件1】と【事件2】を比較することはできないが、問題の本質は、当初の契約の引き受ける範囲を著しく超えた事情の変更があったのかどうかであろう。裁判官の判断は、果たして恣意性がないのか、検証する必要があるのではなかろうか。

また、同高級人民法院の裁判官（事件担当裁判官かどうか不明）の同事件に対する評釈において、経済契約法27条1項4号の「過失がないが、防止できない外部原因」という文言は、まさに事情変更の問題を指す内容である、と述べる。前述した学説の考え方と一致するといえる。事情変更の原則の適用について、「我が国の民法通則は、明文で公平原則と誠実信用原則を規定しており、事情変更の原則はまさに公平原則と誠実信用原則を具体化したものである。……類似する事件について、事情変更の原則を適用して裁判を行うのは、民法通則によって確立された基本原則の精神に合致する」<sup>59)</sup>と論じる。

【事件4】は、市場価格の変動幅が大きい不動産開発に関する契約の紛争事件である。

57) 中国では、裁判例の先例としての拘束力がないため、厳密に言うと、「判例」ではない。

58) 耀振華「情事変更原則的適用」法学研究 1992年第4期、93頁。

59) 【事件2】・前掲注49)・131頁

上訴審は、不動産開発という取引の「継続性」を強調し、引き続き契約の履行を求め、再交渉するよう促している点が注目される。【事件5】は、価格調整によって上昇した費用と契約締結時の費用との差額について、「あくまでも契約の履行コストによる損失へ填補」の問題であって、決して予見しえないある予防できない事情ではないとして、事情変更の原則の適用を認めなかった点に意義を認めることができよう。

【事件6】は、最高人民法院公報に掲載されており、「契約法解釈（二）」を適用した最初の最高人民法院の裁判例として、注目される。最高人民法院は、事情変更の原則の適用要件について、①事情変更をもたらす客観的な状況が存在すること、②契約締結時に予見しえないこと、③商業リスクによるものでないこと、④当初の契約の履行が公平の原則に違反することなどを示している。この点は、一定評価を与えることができようが、あえて「契約法解釈（二）」の事情変更の原則を適用する必要性がどこにあるのか、判然としない。

(3) これらの裁判例は、ほとんど上訴審において事情変更の原則の適用が認められたのである。「契約法解釈（二）」をはじめ、最高人民法院は、事情変更の原則の適用について積極的に認めているように見える。その一方で、2009年7月に最高人民法院は、「目下の情勢下での民商事契約紛争事件の審理に関する若干問題の指導意見」<sup>60)</sup>（以下「2009指導意見」という）を公布し、事情変更の原則の適用について、「慎重に適用し、当事者双方の利益関係を合理的に調整する」との立場を示し、裁判実務における事情変更の原則の濫用防止に努めている<sup>61)</sup>。

契約の当事者は、将来において発生し得るリスクを負担する覚悟をしたうえで、契約を締結したわけであることから考えると、最高人民法院は、事情変更の原則の適用について、このような厳格な姿勢を示したことは、基本的に妥当であるといえる。しかし、下級審において、事情変更の原則を適用する裁判例は多く存在し、複雑な事情変更事件について、人民法院は、往々にして「曖昧」にする傾向がある<sup>62)</sup>。裁判官の自由裁量権の濫用防止という観点からも、最高人民法院は、より具体的な適用要件を示すよう期待される。

60) 「最高人民法院關於當前形勢下審理民商事合同糾紛案件若干問題的指導意見」（法發〔2009〕40号、2009年7月7日公布）。

61) 人民法院は、当事者に再交渉または契約の改訂を積極的に勧めなければならず、交渉により合意に達しない場合、調停による解決に努めなければならない。事情変更の原則の濫用により、市場における正常な取引秩序に影響を与えることを防止するため、人民法院は、事情変更の原則を適用し判決を下す場合、最高人民法院の「中華人民共和國契約法の適用に関する若干問題の解釈（二）」を正しく適用し、党および国の業務の大局に服務することについての通知」（最高人民法院《關於正確適用〈中華人民共和國合同法〉若干問題的解釈（二）服務黨和國家工作大局的通知》（法〔2009〕165号、2009年4月27日公布）の要求に従い、事情変更の適用に関する審査手続を厳格に履行し適用しなければならない（同上・指導意見）。

62) 韓強「情勢変更原則の類型化研究」法学研究 2010年第4期、69頁参照。

## V. 結び

本稿では、中国における事情変更の原則について、立法・学説・裁判例の視点から、制度の沿革、議論の展開および裁判例の適用状況について紹介し、検討を加えてきた。

1999年の統一契約法の制定過程においては、明らかに積極的に事情変更の原則を制度として確立しようとしていたが、不可抗力・商業リスクとの関係や、裁判官によるこの原則の適用の濫用などの問題を理由に反対意見が出され、断念せざるをえなかった。その後、司法解釈や裁判例によって認められ、適用してきたことからみると、決して事情変更の原則そのものの適用に反対するのではなかったといえる。

学説は、ようやく裁判例に基づく「事情変更の原則」の類型化研究<sup>63)</sup>が現れているが、依然として諸外国の議論を参考にして伝統的な「事情変更の原則」論が展開されており、大きな変容が認められない。今後、契約体系における「事情変更の原則」の位置付け、裁判例への検証を含めて新たな契約類型や紛争類型を踏まえた研究などへの展開が必要であろう。なお、「法治国家」の樹立、近代法的意識の確立など、最も重要な課題を抱えている中国において、学者がむやみに「事情変更の原則」を主張することは、大きな問題である。

裁判例では、「予見しえない事情」であるか否か、「公平・誠実信用の原則」に反するかどうかなどに照らして判断されており、基本的な判断枠組みとして支持できるが、问题是、個々の事件の判決からみると、適用要件が厳しく認定されているわけではなく、契約に関する紛争の状況に応じて「事情変更の原則」が「柔軟」に適用してきたといえよう。

契約は、経済のグローバル化に伴い、ますます複雑化・長期化あるいは継続化する傾向にある。契約締結時、複雑な契約をめぐる様々な問題をすべて想定して、事前に合意しておくことは不可能である。そこで、紛争が生じたとき「事情変更の原則」や「再交渉義務」などを認めることには、取引関係の継続性からみると、大きなメリットがあろう。しかし、裁判による契約への介入は、やはり最小限に留めておくべきであり、裁判官による恣意的な判断も防止しなければならない。

中国では、「事情変更の原則」は、主に人民法院の司法解釈や裁判例によって認められ、その発展に寄与する点が多いといえる。一見して裁判官が積極的な役割を果たしているように見えるが、決してそうではない。あくまでも社会的経済的変動にあわせて、社会・経済の安定を図るための政府の政策調整に従った判断であるといえる。契約法理論の発展と

63) 同前掲注 62)・57 頁以下。

とともに、政策による調整・コントロールから脱皮し、さらなる「事情変更の原則」論の展開が必要である。